

今後の検討課題について

1. 新しいタイプの商標の導入

商標制度の一層の国際的調和を図る等の観点から、動き、音等の新しいタイプの商標を保護対象とすることについて、商標の定義、商標の特定方法、商標の登録要件等の検討。

2. 著名商標の保護の在り方

著名商標の商標権の効力について、混同を生ずるおそれのある非類似の商品・役務まで禁止的効力を拡大すること、混同の有無に関係なく著名商標が希釈化される場合に禁止的効力を認めること等の検討（防護標章制度の見直しを含む。）。

3. 登録後に普通名称となった商標の取消制度等の創設

登録後に事後的に普通名称として需要者に認識されるようになった登録商標を取り消す制度の導入等の検討。

4. 国内外の周知な地名の不登録事由への追加

本来的に出所表示機能が弱い地名が商標として登録されることを排除するため、国内外の周知な地名を不登録事由として追加することについて検討。

5. 登録異議申立制度の見直し

平成15年の法改正によって異議申立制度を無効審判制度に吸収統合した特許制度での運用状況等を把握した上で、商標制度における両制度の役割分担・機能を整理し、両制度の統合整理、無効審判制度の請求人適格拡大等について検討。

6. 商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直し

先行する既登録商標の商標権が消滅した場合でも、その権利消滅後1年間、後願商標の審査を待たなければならない現行法4条1項13号の在り方について、早期権利化の観点から検討。